

12-6 評価

1 評価する事項

評価する事項は、予測した事項とする。

2 評価の基本的な手法

(1) 影響の回避・低減に係る評価

環境保全措置について、対象事業の実施に伴う陸生植物への影響が環境な限り回避・低減されていること又は代償されていること及びその程度について評価する。

評価に当たっては、陸生植物に係る知見を生かして、重要な種のみに着目せずに、植物群集の多様性、安定性等の観点を考慮するものとする。

(2) 国又は地方公共団体が実施する環境保全施策との整合性

予測結果が、国又は県若しくは関係する市町村が実施する環境の保全の観点からの政策による基準や目標と整合が図られているかどうかについて評価する。国又は県若しくは関係する市町村が実施する環境の保全施策に基づく基準等には、次に示すようなものがあり、これと対比して評価する。

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく野生動物の種
- 文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく天然記念物の指定等
- 「えひめ環境保全指針」（愛媛県 平成7年5月）

(3) 保全水準の達成の程度

保全対象ごとに、予測された影響の程度と先に設定した保全水準を比較、考量して、表12-11の3段階区分により保全水準の達成の程度を判定し、見解（判定結果及び判定理由等）を分かりやすく取りまとめる。

表12-11 保全水準の達成の程度の判定

段階区分		判 定 内 容
達成 ○	○ ₁	完全に達成していると判定される場合。予測結果に残された不確実性に起因する問題の発生は、全くないと見なされるもの。現実には稀なケースである。
	○ ₂	達成していると判定される場合。予測結果に残された不確実性に起因する問題が発生しないことを、念のために確認する事後検証のための継続調査を伴う。
ほぼ達成 △		ほぼ達成していると判定されるが、予測結果に不確実性が多く残る場合（保全対策の効果に不確実性が多く残る場合を含む。）予測結果に残された不確実性に起因する問題が発生した場合には保全対策の追加等の措置を講じることを想定した、継続監視のための継続調査を伴う。
未達成 ×		保全対策の実施の如何にかかわらず、達成の可能性が極めて低いと判定される場合

また、保全水準を達成できない場合には、所要の保全対策を講じること（表12-12参照）を想定して、再度予測を行う必要がある。

なお、生態系の仕組みは複雑であり、構成要素も多種多様である。また、植物個体そのものにも、環境変化に対する反応の個体差、変化に対する順応等の習性の柔軟さ

等があるため、予測結果には不確実性が残ることに留意する必要がある。また、特に大木類では、障害が顕在化するまでに数年、あるいは数十年を要することにも留意する必要がある。

表12-12 保全上の配慮事項

配慮事項	事例
①地形の改変量の最小化	緑被率の確保
②一体となって機能する複合	谷津田と隣接斜面林の保全
③生育環境の多様性の保持	雑木林、植林、二次草原、農地等のモザイク状に混在する里山の土地利用
④ある程度の広がりを持った 特定環境域の広がりやまと まりの確保	連続した樹林の保全
⑤生育環境の連続性の保全	乾性から過湿までの連続する斜面とその植生域の保全
⑥環境条件が厳しく復元困難 なところの保全	岸壁・崩壊地植生

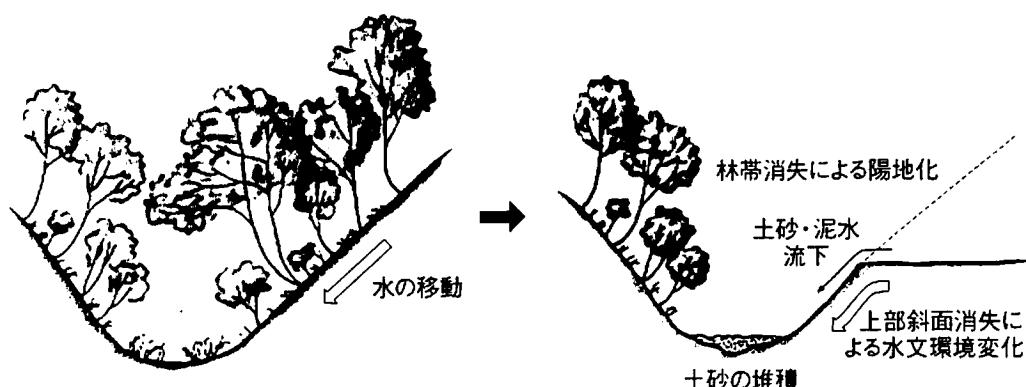
また、判定に当たっては、次の事項に留意する必要がある。

ア 複数の影響の総合化

次の場合は、上部斜面消失による水文環境変化（乾燥化）、泥水流入による土壤劣化及び林帶消失による陽地化の3つの影響を総合化して判定する必要がある。

$$\boxed{\text{総合的影 響}} = \boxed{\text{上部斜面消失による水文環境変化(乾燥化)}} = \boxed{\text{泥水流入による土壤劣化}} = \boxed{\text{林帶消失による陽地化}}$$

森林伐採・上部斜面造成による谷底湿地の植物群落への影響



イ 各保全対象の重要度に応じた達成の程度の判定

次のとおり重要度の高いものほど達成の程度の判定は厳しくなる。

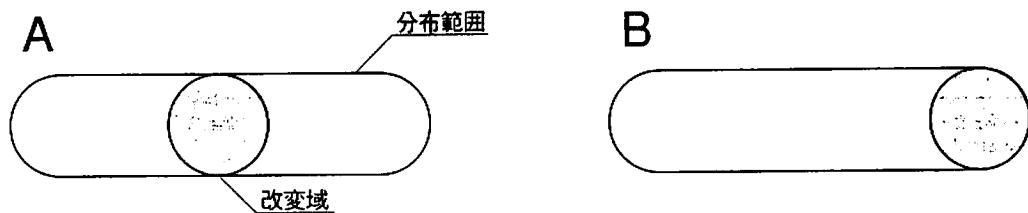
保全対象の損壊率＼重要度区分	Aランク	Bランク	Cランク
比較的大きい	×	×	△
↓	×	△	○ ₂
比較的小さい	△	○ ₂	○ ₁

ウ 保全対象の特性等の考慮

個体群の規模にかかる影響については、次のような例が考えられる。

(ア) 個体群の規模（面積）が減少する場合

改変面積が同じでも、改変位置が異なるため、Aケースの方が影響が大となる。



(イ) 個体群の規模（個体数）が減少する場合

消滅個体数は同じでも、個体群の規模が異なるため、Bのケースの方が影響は大となる。



また、保全目標として設定した、施設の配置、設計、工事及び供用に当たり、自然環境保全上必要と考えられる各種の配慮事項についても、併せてその遵守の程度を確認する。各種の保全上の配慮事項の遵守の程度は、表12-13の例を参考にして確認する。

表12-13 保全上の配慮事項の遵守の程度

保全上の配慮事項の種類	遵守の程度の確認指標の例
地形の改変量の最小化	・地域全体の群落面積変化や緑地率の変化、緑被地率の変化等
一体となって機能する複合環境域全体の保全	・複合環境を構成する個々の環境域の面積減少と、個々の環境域間の連続性の維持等
生育環境の多様性の保持	・植物群落の数、群落境界線の総延長距離、配置パターンの変化等
ある程度の広がりを持った特定環境域の広がりやまとまりの確保	・広がりやまとまりを持った特定環境域の面積減少率
生育環境の連続性の保持	・特に機能の高い環境域の連続性の変化
環境条件が厳しく、復元困難なところの保全	・復元困難なところでの施設配置の有無や程度